

**- 学校教育の方針と目標 -**

**八幡市教育委員会**

**令和2年4月**

## 目 次

### —魅力ある学校づくりにより、質の高い学力をはぐくむ—

#### ～学校UD化構想の推進～

1	魅力ある・園づくり	1
2	質の高い学力をはぐくむ	1
3	校種間連携教育	2
4	特別支援教育	3
5	幼稚園教育	3

### —安心、安全な学校で、心豊かな人間性、しなやかな身体をはぐくむ—

1	生徒指導	4
2	不登校・いじめ・虐待への対応	4
3	芸術文化	5
4	体育・スポーツ活動	5

### —一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし、社会の変化に対応し、 よりよい社会に貢献できる力をはぐくむ—

1	「ユニバーサルデザイン系」学習	6
2	「キャリア系」学習	7
3	「情報コミュニケーション系」学習	8

### —教職員の資質能力の向上—

1	教職員の使命と責任	9
---	-----------	---

# 学校教育の方針と目標

八幡市教育委員会

魅力ある学校づくりにより、質の高い学力をはぐくむ

～学校UD化構想の推進～

・一人一人の子どもの成長過程を大切にする

「学校UD化（ユニバーサルデザイン化）構想」の推進

・学力の向上を目指す効率的で効果的な取組と

ICT（情報通信技術）を活用したeスクール構想の推進

## 1 魅力ある学校・園づくり

- (1) 「確かな学力」「楽しい学校・園」「地域に支えられる学校・園」をキーワードに一人一人の子どもが、安心感や存在感をもって学校・園生活を送ることができる魅力ある元気な学校・園づくりを進める。
- (2) 教育の「かたち（体制・仕組）」と「きもち（発想・意識）」を変え、「まなび」を変えることによって、学校・園が幼児児童生徒にとって楽しい学びの場となるように努める。また、学校・園運営や教育方法などを積極的に改善し、教育効果のある学校・園づくりを進める。
- (3) 各学校・園においては、地域の自然や文化・人材などの資源を積極的に活用し、教育活動全体との関連のもと、学校・園の創意工夫による特色ある教育活動を展開できるようカリキュラム・マネジメントを進める。
- (4) 学校関係者評価や学校支援地域本部事業、学校支援協議会を活用し、家庭や地域に支えられる、開かれた学校・園づくりを推進する。

## 2 質の高い学力をはぐくむ

- (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を通して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の資質や能力の育成に努める。
- (2) 各種の調査などを活用し、児童生徒の学習状況を的確に把握するとともに、指導と評価の一体化を図り、個に応じたきめ細かな指導を行う。

- (3) 児童生徒の学力の向上を図るため、効率的で効果的な新しい指導方法を開発し、着実に結果を出していく取組とICTを活用したeスクール構想を推進する。
- (4) モジュール学習、少人数指導や複数の教員による指導等のよさをいかした授業など、本市で蓄積された実践を活用し、創意性を発揮して指導方法の工夫改善を進める。
- (5) 自学自習の確立を目指し、児童生徒にP（計画）D（実行）C（評価）A（改善）のサイクルによる学習方法を身に付けさせるとともに、教育情報を家庭と学校で共有し、家庭と連携した学習習慣の定着に向けた取組を進める。
- (6) 「総合的な学習の時間」では、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにし、探究的な学習に主体的、協働的に取り組み、積極的に社会に参画しようとする態度を育成する。
- (7) 読書活動を教育活動の中に適切に位置付け、「八幡市子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)」を踏まえつつ、司書教諭及び学校図書館司書を中核として、すべての教職員が連携して、読書意欲の向上や読書習慣の形成などに努める。また、学校図書館を読書センター及び学習・情報センターとして位置付け、充実に努める。
- (8) 特別活動では、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、お互いのよさや可能性を発揮しながら課題を解決することを通して、集団活動の意義を理解し、行動の仕方を身に付け、課題解決のための合意形成や意思決定することができ、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を育成する。

### 3 校種間連携教育

- (1) 保幼小・小中・中高の校種間の連携を積極的に推進し、ガイダンス教育を適切に位置付け、校種間のスムーズな移行を図る。
- (2) 校種間連携のもと、学習意欲の向上や言語活動の充実に基盤として、学力の充実・向上を目指す取組を組織的に推進するとともに、小中高連携における教科研究の充実に図る。
- (3) 取組の成果を踏まえ、各学校・園間の連絡・調整を積極的に進め、持続可能で一体的な指導のできる「保幼小連携教育」及び「小中一貫教育」の体制づくりに努める。
- (4) 小中一貫教育については、9年間を見通した系統的・継続的な学習指導・生徒指導の多様な実践を積極的に行い、実証的なカリキュラムの作成に取り組む。

### 4 特別支援教育

- (1) 「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育の理念および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がいにより教育上特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編

成、実施するとともに合理的配慮に留意し、自立し社会参加する資質や能力を育てる。

- (2) 幼児・児童・生徒の障がいのある人への正しい理解及び特別支援教育についての認識を深める指導を充実する。
- (3) 交流及び共同学習を教育活動全体に位置付け、計画的・継続的に推進するとともに、特別支援教育について保護者や地域社会の理解と認識を深めるための啓発に努める。
- (4) 校・園内委員会や特別支援教育コーディネーターを機能的に活用するなど、障がいにより教育上特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒の個別の指導計画や教育支援計画等を作成し、学校・園全体として支援する校・園内体制の充実に努める。
- (5) 府立八幡支援学校との連携を図り、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を活用し、特別支援教育の充実に努める。

## 5 幼稚園教育

- (1) 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であることから、計画的に環境を構成し、柔軟性のある保育形態を取り入れ、個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、保育内容の充実を図る。
- (2) 自然とのかかわりや体験活動を積極的に取り入れ、感性や思考力の芽生えを培うとともに体力の向上を促す取組を行う。
- (3) 絵本や物語などに親しむ活動を通して、豊かな心情をはぐくみ、言語能力や表現力を育てる保育活動を展開する。
- (4) 様々な人とのかかわりの中で、他人の存在に気付き、人に対する信頼感や思いやりの気持ちなど、基本的な人権尊重の芽生えをはぐくむ教育を充実させるとともに、社会生活上のルールや道徳性などの基礎を身に付けるように援助する。
- (5) 保護者の多様な価値観や育児不安に適切に対応するとともに、子どもの基本的な生活習慣の確立を図るために、家庭との連携を深める。また、地域全体の子育て支援に努める。

**安心、安全な学校で、豊かな人間性、しなやかな身体をはぐくむ**

- ・ 望ましい友だち関係、主体的な規律ある生活の確立
- ・ 不登校・いじめの解消に向けた総合的な取組の推進

・自ら健康な生活を営む、たくましい実践力の育成

・生涯を通じて体育・スポーツ・芸術文化活動に親しむ能力・態度の育成

## 1 生徒指導

- (1) よりよい人格形成を促すために、教職員と児童生徒との深い信頼関係を基盤として、児童生徒の理解に努め、生徒指導の機能を生かしたきめ細かな指導と、適切な教育相談を行う。
- (2) 特別活動を充実し、多様な自然体験活動や社会奉仕体験活動を通して、豊かでたくましい心の育成と、存在感や充実感のある学校生活を送らせるための積極的な指導を進める。
- (3) 学校や社会における規範遵守の意義や重要性について、日常的な指導や学級活動・道徳などの時間において繰り返し指導を行って、児童生徒の規範意識の向上を図る。
- (4) 校・園長を中心として全教職員の一致した指導体制を確立し、幼小中高の連携はもとより、家庭や地域社会並びに関係諸機関との連携を図り、互いに協力して青少年の健全育成の観点に立って指導を行う。
- (5) 子どもたちの生活改善を図るために、生活リズムの確立に向けて、「早寝早起き朝ごはん」運動を推進する。

## 2 不登校・いじめ・虐待への対応

- (1) 不登校については、未然防止に努めるとともに、そのきっかけや状況を保幼小中の連携を通して把握し、適切な指導・支援を行う。また、スクールカウンセラーや教育支援センターなどの相談機関や家庭との緊密な連携を図り、その解決に向けたねばり強い取組を推進する。
- (2) いじめ問題については、八幡市いじめ防止基本方針に基づき、八幡市いじめ防止対策委員会を設置し、実効力ある対策を推進する。各校は自校のいじめ防止基本方針に基づき、家庭及び関係諸機関と連携を深め、日常的な児童生徒の内面理解ときめ細かな指導を通して、早期発見・早期解決に努める。また、望ましい集団活動を通して、好ましい人間関係の育成に努める。
- (3) 「ネット上のいじめ」等の問題については、関係諸機関と連携した迅速かつ適切な対応を図るとともに、情報モラルについての指導を進める。
- (4) 児童虐待の防止と早期発見に努めるとともに、家庭及び関係諸機関と連携し、必要な支援を継続して行う。

## 3 芸術文化

- (1) 豊かな感性と生涯にわたって芸術を愛好する心情をはぐくむために、児童生徒の芸術文化活動を支援し、表現能力や鑑賞能力を伸ばすように努める。
- (2) 教育活動の中で、ふるさと学習や伝統文化を学ぶ機会を拡充し、ふるさとに対する愛着と豊かな人間性をもち、将来の八幡を担う市民性の育成を図る。

#### 4 体育・スポーツ活動

- (1) 健やかな身体をはぐくむために、体育・スポーツ活動を、教育活動全体を通じて適切に行い、教員の指導力の向上、優れた指導者の確保、運動部活動の改善等特色ある学校体育の充実を図る。また、運動することの楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむ能力や態度を育てる。
- (2) 新体力テストの結果をもとに、自己の体力について理解させ、学校段階の接続及び発達の段階に応じつつ、各校の実態に即した取組により、子どもの体力や運動能力を上昇させることを目標として、積極的に体力・運動能力の向上を図る。
- (3) 小学校などにおける「運動遊びガイドブック」や「京のこども元気なからだスタンダード」を活用して、児童生徒の体力向上の取組を推進する。

一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし、社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

・一人一人が人権を尊重し合い、

共に生きる社会の実現を目指す教育の推進

・心身とも健康で、自己の将来に夢と希望をもつことのできる教育の推進

#### 1 「ユニバーサルデザイン系」学習

##### ～ ユニバーサルデザイン教育 ～

- (1) 一人一人がかけがえのない存在として認め合い、共に生きる社会の実現を目指し、「UDを学ぶ」「UDで学ぶ」「UDに学ぶ」学習を推進する。

##### ～ 人権・同和教育 ～

- (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」、「八幡市人権のまちづくり推進計画」を踏まえ、地域や学校の実態を十分考慮した人権教育推進計画を策定する。人権教育の推進に当たっては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人

の基本的な人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題を人権教育の重要な柱として位置付け、あらゆる人権侵害の解決に向けて実践する態度を育成する。

- (2) 児童生徒の学力の充実、進路保障を最重点課題として位置付け、個々の課題やニーズに応じた具体的な学習支援の方策を確立し、きめ細かな指導を進める。
- (3) 人権・同和問題学習について、校種間の連携を強化し、「人権学習資料集」等を活用し、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の理解や認識の状況及び地域の実態を踏まえながら、学習内容や指導方法の改善・充実に努める。
- (4) 同和問題など様々な人権侵害の問題の解決を目指す総合的な取組を推進するため、社会教育や関係諸機関との連携を深める。
- (5) 人権・同和教育に係る研修を日常的・系統的に進め、鋭い人権感覚を養うとともに、人権尊重を踏まえた教育活動を推進していくための認識の深化と指導力の向上に努める。

### ～道徳教育～

- (1) 道徳の教科化を踏まえた道徳教育を推進する校内体制を整備し、全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善を行うとともに、すべての教職員が協力して道徳教育を展開する。
- (2) 生命を大切に、他人を思いやることのできる豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の要として、児童生徒の実態を考慮しながら、教育活動全体を通じて道徳性を養うよう努める。
- (3) ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などの豊かな体験活動及び豊かな心を育てる読書活動などを積極的に展開し、児童生徒の道徳性を育てる。
- (4) 特別の教科 道徳では、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、問題解決的な学習、体験的な学習等指導方法を工夫し、自己を見つめ物事を多面的・多角的に考え、道徳的な判断力、心情、実践的意欲と態度を育てる。
- (5) 授業公開や豊かな心をはぐくむ資料の活用等を通して、学校における道徳教育に対する保護者や地域社会の理解を深める。
- (6) 児童生徒の日々の生活実態を常に把握するとともに、家庭や地域との連携を図り、好ましい人間関係、豊かな感性や社会性・公共性などを培う環境づくりに努める。

### ～環境教育～

- (1) 「八幡市環境自治体宣言」「環境方針(環境改善への決意)」や「八幡市環境マネジメントシステム」など本市の環境に対する取組への理解を図り、ゴミの減量・分別・リサイクル・省エネなど、学校における具体的な取組を通して環境教育の推進に努める。



- (2) 各教科などの指導においては、体験的な学習を積極的に取り入れ、生態系や自然・社会の事象についての興味・関心を高め、理解を深めるとともに、環境に対する豊かな感受性の育成に努める。
- (3) 自然調和型社会、低炭素社会及び資源循環型社会を目指し、家庭、地域社会、関係諸機関との連携を図り、それぞれの教育機能をいかした環境教育の推進に努める。また、地球環境問題に関する関心を高める。

### ～シティズンシップ教育～

- (1) シティズンシップ教育を通して、法やルールについて理解し、個人としての権利と義務を行使し、自己実現を図る。また、社会の意思決定や運営の過程において、人や社会と積極的に関わろうとする資質を育成する。

## 2 「キャリア系」学習

### ～ キャリア教育 ～

- (1) 児童生徒一人一人が自分のよさに気付き、将来への希望を持ち、目的意識を高め、キャリア教育を通して、望ましい職業観や勤労観を身に付けられるように指導する。また、個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かにたくましく生きていくために、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。
- (2) 勤労体験や職場体験・見学などの活動を通して啓発的経験を充実させるとともに、組織的・系統的なキャリア教育を積極的に推進する。

### ～ 健康安全教育 ～

- (1) 児童生徒が健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育成し、心身の調和的な発達を図る。そのため、学校においては、家庭や地域社会、関係諸機関と連携を図りながら、適切な健康安全に関する活動の実践を促し、児童生徒の発達段階を考慮して、健康安全教育を組織的、計画的に推進する。
- (2) 学校における食育を推進するため、食に関する指導計画に基づき、教科横断的な指導を行うとともに、生きた教材としての学校給食に地場産物の活用を推進し、その充実を図る。
- (3) 心身の成長発達に関して、適切に理解し行動することができるよう教科等との関連を図りながら発達段階を考慮して指導するとともに、家庭の理解を得ることに配慮する。
- (4) 防災教育、CAP研修などを通して、身の回りの危険に気付き正しく判断し、自ら安全な行動がとれる能力と態度を育成すると共に自分の身は自分で守る習慣をつける。
- (5) 学校における児童生徒の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する学校安全計画を策定・実施する。また、地域社会の協力を得つつ、

学校独自の「危機管理マニュアル」の検証と改善に努める。

- (6) 薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を児童生徒に習得させ、薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上に努める。

### 3 「情報コミュニケーション系」学習

#### ～ 情報教育 ～

- (1) 「教育の情報化加速化プラン」を踏まえ、学校教育全体を通して、児童生徒の発達段階に応じ、情報を主体的に選択し、活用できる能力や情報社会に参画する態度などの情報活用能力の育成に努める。
- (2) 情報の価値についての認識を高めるとともに、ネット上でのコミュニケーション、プライバシーの保護や著作権など基礎的な情報モラルやマナーに関する指導の充実を図る。
- (3) コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを積極的に活用して、児童生徒の興味・関心に応じた主体的な学習を展開するなど、指導方法の改善に努め、学力の向上を図る。
- (4) 教育情報通信ネットワークと校内LANや地域イントラネットなどを活用して教育情報の共有化を図り、教育情報資源として広く活用できる取組を進める。

#### ～ 国際理解教育 ～

- (1) 国際社会に生きる日本人の育成という観点に立ち、人権尊重の精神を基盤として、我が国の文化と伝統などを尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力を育成する。
- (2) 小・中学校においては「外国語活動」、教科「外国語」で聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの4技能に親しみ、活用し、小・中学校間はもとより、高等学校等の教育も視野に入れながら一貫した指導のもとに、コミュニケーション能力の育成に努める。
- (3) 外国人児童生徒や海外から帰国した児童生徒について、学校生活への適応を図るとともに、外国での生活習慣や生活経験の特性をいかすなど、適切な指導に努める。
- (4) わが国の国旗・国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てる。

## 教職員の資質能力の向上

- ・子どもの“夢”と“志”をはぐくむ、魅力ある教職員の育成
- ・社会のニーズに対応できる教職員の育成
- ・“カリキュラム・デザイナー”としての資質をもつ教職員の育成
- ・高い人権意識・倫理観をもち、  
自分の仕事の“質”に対して誇りと責任をもつ教職員の育成

### 1 教職員の使命と責任

- (1) 校長は、教育目標達成のため、自校の課題に応じた年間研修計画を策定する。また、教職員の研修と研修成果の発表を積極的に推進し、魅力ある教職員の育成及び学校の教育力の向上に努めるとともに、教職員の心身の健康管理に留意し、働きがいのある学校経営に努める。
- (2) 教職員は、社会の変化や時代のニーズを踏まえ、研修講座や研究指定校等の研究成果を積極的に活用し、校内研修や教育実践にいかして、意欲的に指導力の向上を図る。また、常に自らの健康に留意し、自己研修、人格の陶冶に励み、高い人権意識・倫理観を養う。
- (3) 教職員は、子どもたちや地域の実情を踏まえ、“カリキュラム・デザイナー”として企画力を発揮し、創意工夫を凝らした教育活動を展開できるように努める。
- (4) 教職員は、広く社会とかかわり、学校内外を問わず、幅広い人間関係を築くことによって、自己の人間性をより豊かにするように努める。
- (5) 教職員は、児童生徒や保護者の教育的ニーズを的確に把握し適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校の教育力を高めるように努める。
- (6) 教職員は、学校の教育目標を達成するため学校経営方針により一人一人が、自分の仕事の“質”に対する誇りと責任を自覚し、教育活動を展開する。さらに教職員評価制度を活用して、資質向上に努め、児童生徒・保護者・地域の人々から信頼される教職員を目指し、確かな教育実践を通して、公教育の推進を図る。
- (7) 教職員は、「学校災害対応マニュアル」に基づき、災害発生時の児童生徒の生命、身体の安全確保に努める。